

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、清水港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和6年2月16日

清水港港湾管理者 静岡県
代表者 静岡県知事 川勝平太

1 港湾計画の変更の概要

令和3年3月30日付け静岡県公報によりその概要を公告した清水港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地利用計画

地区名	用途	面積 (ha)
日の出地区	埠頭用地	6
	港湾関連用地	8
	交流厚生用地	7
	交通機能用地	1
	緑地	5

2 港湾計画の縦覧の場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

静岡市清水区日の出町9番25号

静岡県清水港管理局総務課